

株 主 各 位

平成29年3月9日

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株 式 会 社 N J S
代表取締役社長 村 上 雅 亮

「第67回定時株主総会招集ご通知」の記載の一部追加について

平成29年3月9日付「第67回定時株主総会招集ご通知」の記載事項について、一部追加すべき事項がございました。

ここに深くお詫び申し上げるとともに、下記の通り訂正いたします。

なお、追加箇所には下線を付しております。

[追加事項]

- ① 第67回定時株主総会招集ご通知 28ページ 連結注記表 重要な後発事象に関する注記を追加

8. 重要な後発事象

当社連結子会社である㈱N J S コンサルタンツが、独立行政法人国際協力機構から受注したバングラデシュ国のプロジェクトにおいて、現地傭人費の一部を同機構に対して過大に請求・報告を行ったとして、平成29年2月24日に同機構との業務実施契約の違約金等（50,712千円）の支払い通知を受けております。

同社としては、本件に対して適切に対応してまいります。

- ② 第67回定時株主総会招集ご通知 30ページ 監査役会の監査報告書の記載の一部追加

追加後の監査役会の監査報告は次ページのとおりでです。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社の社員が、千葉市発注の下水道関連業務に関し、公契約関係競売入札妨害及び証拠隠滅により処罰されました件につきましては、法令順守に対する意識向上のための環境整備等の再発防止に向けた諸施策が実施され、全社を挙げて取り組んでおり、その推進状況を引き続き監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月2日

株式会社N J S 監査役会

常勤監査役 安 田 伸 一 ㊞

社外監査役 坂 村 博 ㊞

社外監査役 豊 口 直 樹 ㊞